

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) 日本原子力発電株式会社との基本協定の締結内容の反映

「第 3 章 緊急事態応急対策等の実施」の「第 2 節」及び「第 5 章 他の原子力事業者への協力」の「第 1 節」について、日本原子力発電株式会社との基本協定の締結を行ったので、その旨を記載。

(2) プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域の解除

「別表－1 原災法対象施設」及び「別表－6 原子力防災資機材」について、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域解除に伴う記載の見直し。

(3) 敷地境界に無い放射線測定設備の削除

「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」に示す原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備から、敷地境界に無い放射線測定設備（P 4 及び S T 1）を削除。

(4) 核燃料サイクル工学研究所敷地図の表記の適正化（図の上方を北に）

「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－5 サイクル研究所緊急時対策所配置図」、「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表－1 原災法対象施設」について、核燃料サイクル工学研究所敷地図の北側を上になるよう修正。

(5) 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の保管場所の変更

「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」、「別表－6 原子力防災資機材」及び「別表－7 その他の原子力防災資機材」について、保管場所変更に伴う修正。

(6) その他

SE01 判断の除外条件の明確化、GE01 判断の除外条件の明確化、「別表－10 原子力災害対策活動で使用する資料」の見直し等。